

税務課だより

お知らせ 固定資産課税台帳の 縦覧について

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

4月1日(水)～

4月30日(木)

(ただし、土・日・祝日を除く)

8時30分～17時30分

縦覧できる人

納税者、納税管理人及び代理人権を有する代理人

※土地・家屋を持っていても固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課

記載事項

土地：所在、地番、地目、

地積、価格

家屋：所在、家屋番号、種

類、構造、床面積、

価格

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細

書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

縦覧手数料
無料

お知らせ 固定資産課税台帳の 閲覧について

納税義務者が所有する自己の固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによって、確認することが可能です。

この閲覧制度については、借地人・借家人等の賃借権等を有する方も対象ですが、借地人等である方についてはその賃借権等を有する土地について、借家人等である方についてはその賃借権等を有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を

受けることができます。

期 間

随時(土・日・祝日を除く)
8時30分～17時30分

閲覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理人権を有する代理人、借地人・借家人等

閲覧場所

税務課、各総合支所住民課

記載事項

土地：所有者の住所、氏名、
所在、地番、地目、地積、価格等

家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等

手数料

有料300円(ただし、納税義務者については縦覧期間中は無料です。)

閲覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。
※借地人・借家人等については、別途賃貸借契約書・領収書等の書類が必要です。

お知らせ 住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

高齢者、障害者等が居住する平成19年1月1日以前から所在する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの)を、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った場合、翌年度分の固定資産税に限り、3分の1減額(床面積100㎡相当分までを限度)する特例措置が創設されています。要件は、次のとおりです。

【居住者要件】

次のいずれかの者が居住する平成19年1月1日以前から所在する自己用住宅

○65歳以上の者

○要介護認定又は要支援認定を受けている者

○障害者

【対象となるバリアフリー改修工事】

- 廊下の拡幅
- 手すりの取り付け
- 階段の勾配緩和
- 床の段差の解消
- 浴室の改良

- 引き戸への取り替え
- 便所の改良
- 床の滑り止め化
(ただし、ホームエレベーターは対象外)

【減額を受けるための手続き】

納税義務者の方は、住宅バリアフリー改修工事完了後3か月以内に関係書類(工事内容が判る見積書・領収書、工事前後の写真、要介護認定、要支援認定を受けている場合及び障害者が居住している場合は、確認できる保険証及び身体障害者手帳等)及び認印をご持参のうえ税務課、吾北・本川各総合支所住民課に申請してください。

※家屋の改築などにより現在の価格が適当でない家屋については、新たに評価を行い価格決定し、その価格を課税標準額とします。

問い合わせ

税務課 固定資産係

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112